



第4次神奈川県ニホンザル管理計画

平成29年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の根拠	1
3 管理すべき鳥獣の種類	1
4 計画期間	1
5 計画対象区域	1
第2章 第3次計画の成果と課題	2
1 実施状況	2
(1) 被害防除対策	2
(2) 個体数調整	2
(3) 生息環境整備	2
(4) モニタリング	2
2 取組の成果	2
3 課題	3
(1) 目標達成に係る課題	3
(2) 地域個体群別の課題	3
(3) 管理事業の手法上の課題	3
第3章 計画の基本的な考え方	5
1 基本的な考え方	5
2 計画の目標	5
3 管理の考え方	5
4 地域個体群別の管理方針	6
(1) 西湘地域個体群	6
(2) 丹沢地域個体群	6
(3) 南秋川地域個体群	6
5 管理事業の進め方	7
(1) 管理事業を組み合わせる実施	7
(2) 事業実施計画の策定	7
(3) 実施体制	7
第4章 管理事業	9
1 群れの管理	9
(1) 群れ管理の計画	9
(2) 群れ管理の実施	11

(3) 個体数調整の方法	12
2 被害防除対策	13
(1) 被害防除対策	13
(2) 被害防除対策の進め方	14
3 生息環境整備	15
4 モニタリング	15
(1) 生息状況調査	15
(2) 被害状況調査	16
(3) 対策状況調査	16
(4) 調査結果の分析	16
5 技術の開発・検討	16
6 広報・普及啓発	16
7 その他管理のために必要な事項	16
(1) 計画対象区域外の群れ	16
(2) 外来種の捕獲	17
参考資料	18

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯

神奈川県には、西湘地域個体群、丹沢地域個体群、南秋川地域個体群という3つのニホンザルの地域個体群が生息している。これらの地域個体群は、神奈川県の自然を構成する要素であるとともに、他の地域個体群との遺伝的交流により、国内の分布の連続性確保にも寄与していると考えられる。その一方で、県内では、ニホンザルによる農作物被害、生活被害が恒常化しており、人身被害も発生している。

このため、県では、農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人とニホンザルとの共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、2003（平成15）年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、その後、2007（平成19）年3月に第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画、2012（平成24）年3月に第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画（2015（平成27）年5月29日の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、第3次神奈川県ニホンザル管理計画とした。以下「第3次計画」という。）を策定し、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備及びモニタリングを実施してきた。

これまでの取組により、県内に生息する3つの地域個体群は維持され、群れ数（「群れ」には「集団」を含む。以下同じ。）及び個体数の大幅な増加を抑制しているが、農作物被害が減少する傾向は認められず、生活被害及び人身被害は、増加傾向にある。

このような状況に対応するため、第3次計画に引き続き、第4次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

4 計画期間

2017（平成29）年4月1日から2022（平成34）年3月31日までの5年間とする。

5 計画対象区域

県内33市町村のうち、サルの生息が確認されている13市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

第2章 第3次計画の成果と課題

1 実施状況

(1) 被害防除対策

ア 防護柵の設置

広域電気柵の設置と維持管理、農地への電気柵などの設置を促進

イ 追い払い・追い上げ

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などによる追い払いを実施

自衛組織等の地域による追い払い体制の構築を促進

一部の地域では、方向を定めた追い上げを実施

ウ 県による支援

(ア) 技術的支援

鳥獣被害防除対策専門員を各地域県政総合センターに配置し、サルの状況、被害防除対策について、情報提供と技術支援を実施

(イ) 環境と農政の連携による支援

各地域県政総合センター環境部及び農政部、農業技術センター等で構成される鳥獣被害対策支援チームを設置し、重点地域を支援

エ 集落環境整備

サルを寄せ付けない環境を作るため、集落環境整備などを実施

(2) 個体数調整

ア 目的に応じた群れに対する計画的捕獲

・分裂による被害拡大防止のための個体数調整の実施

・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整の実施

・新たな加害群及び加害集団の捕獲の実施

イ 加害個体捕獲

・加害個体を特定した捕獲を実施

(3) 生息環境整備

水源かん養機能等の向上のための森林整備を通じた生息環境整備を実施

(4) モニタリング

加害群について、毎年度、生息状況、被害状況及び対策の実施状況を調査

2 取組の成果

生息状況調査等に基づいて被害防除対策、個体数調整、生息環境整備を実施し、西湘地域個体群、丹沢地域個体群、南秋川地域個体群の3地域個体群を維持しつつ、個体数の増加を防止し、一部の群れを縮小することができた。

個体数調整に当たっては、群れの中心となるオトナメスを捕獲すると群れが分裂し、被

第2次計画策定時の生息状況を基準として新たな加害群及び加害集団を生じさせないことを目指し、2006(平成18)年度に生息が確認されていない群れで、行動域の大半が市街地や農地であり、生活被害・人身被害を発生させるおそれがある場合、被害防除対策に努めながら捕獲を行うこととした。

害が拡大するおそれがあることから、原則としてオトナメスは捕獲しないこととし、はこわな捕獲を中心に、性年齢を識別して捕獲を実施することにより、捕獲の影響による群れの分裂を回避することができたと考えられる。

また、群れの分裂回避に留意したオトナメスの捕獲や銃器による捕獲を試行するとともに、方向を定めた追い上げを試行し、今後の実施につながる成果を得ることができた。

3 課題

(1) 目標達成に係る課題

ア 地域個体群の安定的維持

3つの地域個体群は維持されたが、西湘地域個体群の群れ数及び個体数は、「絶滅のおそれがある」と判断された生息状況から大きな変化がないため、引き続き西湘地域個体群の安定的な維持について配慮が必要である。

イ 農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶

農作物被害は増減を繰り返しながら継続して発生しており、生活被害・人身被害は増加傾向にあるため、対策の強化が必要である。

(2) 地域個体群別の課題

ア 西湘地域個体群

箱根山地周辺に生息し、地域個体群全体の個体数は近年 100 頭程度で推移しており、今後、地域個体群の維持が図れない可能性があるため、配慮が必要である。一方で個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

イ 丹沢地域個体群

個体数調整等により各群れの個体数増加を抑制できているが、丹沢山麓に 15 程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっているため、追い上げを図れるよう管理をする必要がある。各群れによる被害の大きさは様々であるが、農作物被害、生活被害及び人身被害が発生しているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

ウ 南秋川地域個体群

各群れの規模は大きく、神奈川県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しているため、隣接都県との連携を推進する必要がある。行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させているため、住宅地や農地への出没を減らし、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

(3) 管理事業の手法上の課題

ア 被害防除対策

追い払いを各地域で行い、一時的な効果は見られたが、被害を継続的に減少させるには至っていないため、他の被害防除対策と組み合わせた追い払いが必要である。

一部地域で方向を定めた追い上げを実施したが、取組は一定期間にとどまり、群れ

の行動域の変化も一時的なものにとどまった。追い上げ先の設定や継続的な実施体制づくりが必要である。

防護柵の設置が進まない地域での設置促進と、設置された防護柵の維持管理の徹底のため、防護柵の効果や維持管理の重要性についての普及啓発が必要である。

集落環境整備の取組は一部地域にとどまっており、集落内に誘引要因（放棄果樹、耕作放棄地の藪等）があり、餌付けも行われている場合があるため、集落環境整備の取組の普及と餌付け防止の徹底が必要である。

イ 個体数調整

加害群及び加害集団の増加を防ぐため、2006（平成18）年度以降に新たに生息が確認された群れは、「生息確認ができなくなるまで」又は「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を継続することとしたが、対象となった群れは、比較的農地等への依存が少なく、森林地域に生息する群れが多かったため、捕獲の優先度が低かった。各群れによる被害状況や群れの出没エリアなどを踏まえた個体数調整を進めることが必要である。

ウ 生息環境整備

サルの生息場所である森林について、間伐等の森林整備が行われ、一部では手入れ不足の森林の解消は進んだが、サル等の野生動物の生息環境に適した植生の豊かな森林に向けて、引き続き整備が必要である。

エ モニタリング

被害状況の把握方法が主に農業者や住民からの報告に基づく被害調査であり、被害報告が必ずしも行われてこなかったことから、農業者等が報告しやすい方法の検討などを行い、被害状況を十分に把握する必要がある。

集落単位の生息状況、被害状況、対策状況を総合的に捉えたモニタリングと分析を行う必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

第3次計画に基づく取組により、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組の成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に応じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。

そこで、今次の計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。

2 計画の目標

各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

農作物被害の軽減

生活被害・人身被害の根絶

3 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方に沿って、次のようにサルの管理を行う。

サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県二ホンザル事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。

事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。

群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。

サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被

害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。

4 地域個体群別の管理方針

サルは、地域個体群及び地域個体群を構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として重点的に実施する取組を定める。

(1) 西湘地域個体群

個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっていることから、主に「生活被害・人身被害の根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るための計画を立て、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。
- ・原則として地域個体群の維持を図りながら、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。
- ・隣接県等との情報交換等を通じて、連携を強化する。

(2) 丹沢地域個体群

丹沢山麓に 15 程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を事業実施計画で定める。
- ・事業実施計画に沿って、群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、群れの除去も含め、優先順位を定めて個体数調整を実施する。
- ・行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(3) 南秋川地域個体群

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を事業実施計画で定める。
- ・事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整

を実施する。

- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県などによる意見交換等を行い、連携を図る。

5 管理事業の進め方

(1) 管理事業を組み合わせて実施

管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。

特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。

(2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。

市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(3) 実施体制

ア 県の取組

県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

イ 市町村の取組

市町村は、追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等を組み合わせて、市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などが連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備などの被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況などについて情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

第4章 管理事業

1 群れの管理

(1) 群れ管理の計画

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理することを目指して、群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法及び当年度の捕獲計画数などを事業実施計画で定める。

地域個体群の安定的な維持については、出産率や捕獲数に基づく群れごとの個体数の将来予測などをもとに地域個体群の絶滅の危険性を検討し、判断する。

ア 適正配置のための追い上げ目標エリアの設定

群れごとの追い上げの目標エリアは、広葉樹林を中心とする多様な森林がまとまって存在し、かつ、サルによる被害が発生しないエリアを、地域における協議を経て設定する。目標エリア設定の際は植生図等を参考とする（参考資料6参照）。

対象とする群れ及び周囲の群れの状況に変化等があった場合は、必要に応じ目標エリアの見直しを行い、事業実施計画を変更する。

イ 適正規模とするための目標頭数の設定

群れごとの目標頭数の設定に当たっては、県内における過去の群れの分裂及び分派の状況から、概ね30頭から60頭までの範囲を適正な規模の目安とし、各群れの生息状況や被害状況を踏まえて設定する。

ウ 群れ管理のための個体数調整

(ア) 適正規模とするための群れの縮小・維持

現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなることによる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数調整を計画する。

また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。

(イ) 適正配置とするための群れの縮小・除去

群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接していて、追い上げ目標エリアの設定が困難な場合、各群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去などの優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追い上げの計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。

適正な配置とするための群れの縮小については、追い上げや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。

また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画し、追い上げ目標エリアが競合する群れの生息域の確保ができるまで、又は生息確認ができなくなるまで個体数調整を実施することとする。

エ 管理困難な群れの除去

加害性が高く管理困難と判断された群れについては、群れを除去した後も地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。

管理困難な群れとは、追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れをいう。

ただし、地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、さらに市町村と県が協力し対策を行っても効果が見られない場合に、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。

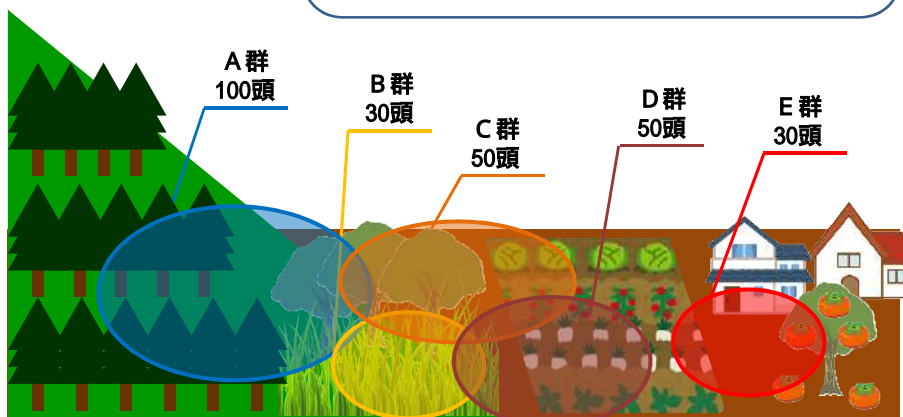
オ 群れ管理の計画の見直し等

群れごとの行動域、個体数、被害状況等の変化をモニタリングして効果検証を行い、その結果に応じて群れごとの目標頭数や個体数調整の方法等を見直すとともに、これらのもととなる個体数の将来予測についても必要に応じて見直しを行う。

群れの分裂、県外からの新たな群れの侵入、未確認群の発見などがあった場合は、地域個体群の状況を踏まえ被害を及ぼす群れが増加しないよう、必要に応じて群れごとの目標頭数、個体数調整の方法及び捕獲計画数を見直す。

< 現状 >

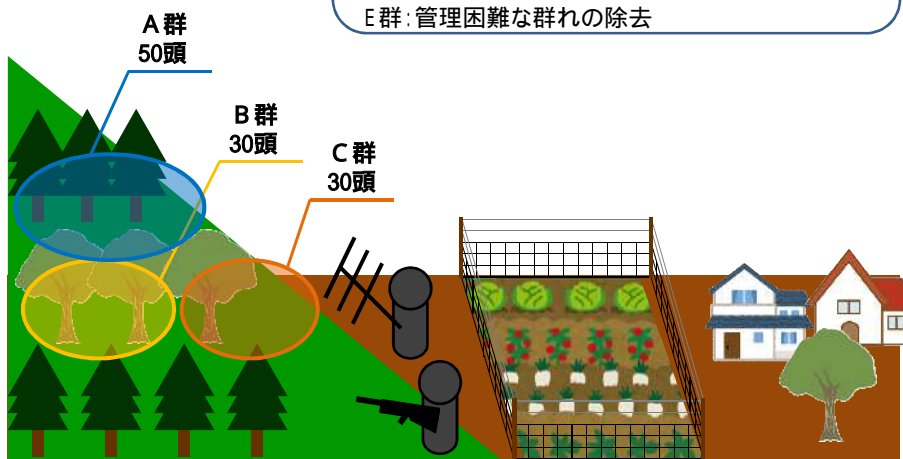
A群: 適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
B群: 行動域が重複している。
C群: 農地に依存するとともに行動域が重複している。
D群: 農地に大きく依存するとともに行動域が重複している。
E群: 住宅地に依存し、対策を徹底しても被害が発生している。



< 目標 >

追い上げ、被害防除対策、生息環境整備等と併せて以下の個体数調整を実施

A群: 適正規模とするため群れを縮小し、追い上げ
B群: 群れを追い上げ
C群: 適正配置とするため群れを縮小し、追い上げ
D群: 適正配置とするための群れの除去
E群: 管理困難な群れの除去



図．群れ管理のイメージ

(2) 群れ管理の実施

ア 追い上げ

事業実施計画で定めた目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。農作物を食物として認識したサルを森林へ戻すことは困難な面も多いが、人

とサルが棲み分けることを目指して取り組む。

追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。

イ 群れ管理のための個体数調整

個体数調整の方法、年度ごとの捕獲計画数など事業実施計画に基づいて、「適正規模とするための群れの縮小・維持」及び「適正配置とするための群れの縮小・除去」を図るための個体数調整を、市町村が県の許可を受けて実施する。

個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追い上げ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。

なお、個体数調整によって特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、追い上げや防護柵の設置などの被害防除対策を一体的に実施する。

ウ 管理困難な群れの除去

管理困難な群れの除去は、事業実施計画に基づき、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまで、市町村が県の許可を受けて実施する。

管理困難な群れを除去しようとする場合、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、追い上げや防護柵の設置などの被害防除対策を一体的に実施する。

(3) 個体数調整の方法

ア 捕獲方法

サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスの除去により群れが分裂する可能性があり、分裂した場合は、被害が拡大するおそれがあることから、性年齢を識別して捕獲するなど、群れの分裂防止に配慮した捕獲方法を検討し、実施する。

このため、個体数調整は、原則としてはこわな又は困いわなを用いて実施し、はこわな又は困いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

特に銃器を用いた捕獲は、性年齢識別などの専門の知識や技術を持つものが実施することとし、行動域の変化による被害地域の拡大や、オトナメスの錯誤捕獲による群れの分裂を引き起こすことのないように十分留意して実施する。銃器を用いた捕獲において、空気銃を使用する場合は、プリチャージ式空気銃を使用する。

また、個体数調整の継続により群れの性比に偏りが生じてしまった場合など、群れ管理の上でオトナメスの捕獲が必要な場合は、群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。

イ 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

(ア) 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣（学習放獣）を行う。

(イ) はこわな又は罫いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさしなどできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。

(ウ) 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。

2 被害防除対策

被害防除対策は、群れの管理や生息環境整備、さらにはサル以外の鳥獣による被害への対策も合わせ、地域の実情に応じて総合的に推進することにより、効果を発揮する。

また、被害防除対策は、農作物被害を防ぐことに加え、栄養価の高い農作物等を与えないことにより、自然状態以上の個体数増加を防ぐことにもつながる。

なお、被害防除対策には、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りを支援し、地域の主体的な取組を促進する。

(1) 被害防除対策

ア 集落環境整備

サルが利用できる餌や隠れ場所等を特定し、除去することで、サルにとっての集落の利用価値を下げる集落環境整備を実施する。集落環境整備に当たっては、集落の状態を地図化し、地域で共有する集落環境調査を行うことが効果的である。

農地周辺では、山林と農地間の雑木、藪、雑草などは、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらす、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う。

人家周辺では、サルが好む生ごみや果実などは、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する。

これらの集落環境整備は、住民など地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。

イ 農地への防護柵の設置

農作物はサル等の野生動物にとっては、非常に栄養価が高く、集落へ誘引する要因となるため、防護柵の設置により、サルの農地への侵入を防ぐ。防護柵を設置することが被害面積の減少につながるほか、集落の大部分の農地に設置することにより、サルの移動経路の遮断や農地への定着を抑制する効果が期待される。

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

ウ 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的の下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。

エ 追い払い

追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地などのサルの侵入を防止する地域から、追い払う方向を定めて実施する。

追い払いは、住民を中心に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。

オ 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返す起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「1(3)イ捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。

(2) 被害防除対策の進め方

ア 自衛組織の設置

地域ぐるみの取組を継続的に実施するため、地域の集落環境整備や追い払いなどの被害防除対策を実施する自衛組織を設置することが効果的である。

市町村は、県と協力して研修会等を行うことで、自衛組織の設置や取組を支援する。

イ 位置情報の提供

追い払いなどの被害防除対策は、サルの群れの移動に合わせて行うことが効果的である。

県や市町村は、農業者団体等と連携してサルの群れの位置を電波発信器等により把握し、群れの位置、移動方向などを住民や農業者等に情報提供することによって、住民や農業者等が農地や住宅地へのサルの接近を予測し、追い払いや農作物の収穫日の変更などにより、被害の未然防止を図ることができるよう支援する。

位置情報の提供に当たっては、インターネット、電子メール、防災無線等を活用し、市町村、住民、農業者などの連絡体制を整備する。

ウ 被害防除対策に関する知識・技術の普及

地域に被害防除対策等に関する知識と技術を定着させ、地域ぐるみの取組を効果的、継続的に実施するため、市町村や農業者団体は、県と協力して、研修会等を開催し、サル生態、対策などに関する知識や被害防除技術の普及を図る。

また、県は市町村と協力してGIS（地理情報システム）等を活用し、対策の実施状況を把握して、効果的な対策の実施を図る。

エ 地域活動との連携

集落環境整備などの被害防除対策について、対策が地域全体の問題として取り組まれるよう、土地所有者や住民が主体となった里山づくりや地域おこしなどの多様な地域活動との連携を促進していく。

また、サル以外のシカやイノシシなどの鳥獣についての対策と連携し、地域ぐるみで対策を行うことを促進する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。これらの森林整備は、直接的にサルの生息環境整備を目的とするものではないが、人工林の間伐や混交林化を進めることによって、林床植生の回復や広葉樹の生育が図られ、サルを始めとする野生動物の生息環境の改善にも資することが期待される。

4 モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、GISによる地図化などを行い、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討等を通して、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者との情報共有を行う。モニタリング結果は、地域鳥獣対策協議会に提供し、地域の対策等の検討に役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。

県は毎年度、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体などのほか、県試験研究機関、大学などの研究機関などの協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報を集約・分析する。

分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。

5 技術の開発・検討

県は、市町村や研究機関、大学等と連携し、効果的な追い上げ・追い払い、捕獲などの対策手法や、生息状況等のモニタリング、被害実態の把握、対策効果の評価・検証等に関する技術の開発や検討を行う。

6 広報・普及啓発

県及び市町村は、県民や観光客等に向けて、サルとの接し方など基本的な知識、サルの被害や対策の必要性などについて、できるだけ分かりやすい情報発信に努め、取組に対する理解と協力の促進を図る。特に、サルに餌を与えることは、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の要因になるので、餌付け防止を徹底する普及啓発を行う。

また、県及び市町村は、住民や農業者をはじめ、農業者団体など対策に取り組む者に向けて、講習会の開催やホームページの活用等を通じて、サルの生態、効果的な対策方法、被害状況、対策の実施状況、地域個体群の現状などについて、情報提供を行う。

7 その他管理のために必要な事項

(1) 計画対象区域外の群れ

現在の地域個体群の生息する計画対象区域外で確認された群れについては、管理事業による棲み分けが困難であり、人身被害や生活被害の発生するおそれが非常に高いことから積極的な捕獲に努める。

(2) 外来種の捕獲

タイワンザルなどの外来種のサルが野外で発見された場合には、ニホンザルとの交雑を避けるため、県は、関係者と協力して当該個体を捕獲する。

参考資料

1	ニホンザルの生態	19
2	神奈川県でのニホンザル	20
3	生息数	22
4	行動域（2015（平成27）年度）	23
5	管理計画の実施状況	24
6	サル行動域と植生図	27
7	管理計画の実施体制	29
8	用語集	30

1 ニホンザルの生態

【種名】ニホンザル *Macaca fuscata*

(脊椎動物門哺乳類綱霊長目 オナガザル科マカク属)

マカク属は世界に 19 種以上おり、北アフリカに生息する 1 種を除いてほとんどが中国大陸からインド・東南アジアに棲み、ニホンザルは日本の固有種である。

【分布】

北は青森県下北半島から南は鹿児島県屋久島まで生息しており、屋久島のものは、別亜種のヤクシマザル (*M. f. yakui*) とされている。

【形態】

体毛は普通茶褐色又は灰褐色で、顔と尻は裸出しており発情すると赤くなる。成獣はオスで頭胴長 53～60 cm、尾長 8～12 cm、体重 10～18 kg、メスで頭胴長 47～55 cm、尾長 7～10 cm、体重 8～16 kg である。

【繁殖】

繁殖能力をもつ性成熟年齢は、オスで 5～6 才、メスで 6 才以上である。交尾期は 10 月から 1 月頃までで、妊娠期間は 175 日前後、連年出産は少ないが栄養条件がよければまれではない。メスは 8 才までに最初の子どもを産む。生後 1 年以上の個体死亡率は低いが、個体数の変動は緩やかであるため、何らかの要因で急激に減少した場合、個体数の回復は遅いといわれている。外来種のアカゲザルや台湾ザルなどマカク属の異なる近縁種との間で交雑が可能で、生まれた雑種個体も繁殖能力がある。

【群れ】

群れと呼ばれる数十頭から 100 頭を超える個体の集まりで生活する。群れは、複数のオトナオスと通常、その数倍のオトナメスとそのコドモが基本となって構成されている。群れはひとまとまりになっていたり、複数のグループに分かれて採食・移動したりする。メスは基本的に生まれた群れで一生を過ごす。オスは 3～5 才で生まれた群れを離脱し、ハナレザルとなり他の群れに移っていく。ハナレザルのオス同士が集まりグループを形成することもある。

【行動域】

群れはひとまとまりで行動したり、離合集散したりすることが特徴であり、行動域という決まった範囲 (数 $k m^2$ ～数十 $k m^2$) の中で生活する。各季節の食物供給に応じて、群れ分裂や行動域内の大きな変化などがない限り、毎年ほぼ同じ地域を利用する。土地や食物に対する執着性が高く、行動域に農地がある群れでは、個体数を減らしても農地への侵入が直ちに減少することは少なく、被害の軽減にはつながりにくい。なお、ハナレザルやオスグループは、決まった行動域を持たないことが多い。

【食 性】

基本的に天然広葉樹林に適応した生活形態を持ち、雑食性で主な食物は季節により変わるが、春から夏は若葉、秋はドングリなどの実、冬は樹皮や冬芽であり、副食として草の根や越冬昆虫、土も食べる。果実、葉、花等の採食植物の種類は多く、地下茎から枝先まで幅広く利用し、しかも森林を3次元的に利用し、さらに果実の種子を散布するため、我が国の森林生態系に欠かせない存在となっている。

【生 活】

昼行性で、日中に採食・休息を繰り返しながら主に地上を移動して生活する。決まったねぐら（泊まり場）は持たないが、大きな林を泊まり場とすることが多く、イヌ等の外敵が近づかない大きな樹木や岩の上で寝る。

2 神奈川県の一ホンザル

神奈川県内の野生一ホンザルの生息は 1923（大正 12）年に、丹沢山地と箱根山地で確認されている。1992（平成 4）年には、東京都と山梨県との境の県北部に分布が確認されている。

昭和 30 年代から箱根山地においては、湯河原町の天照山と大観山及び周辺の観光道路を中心に野猿公園が開園されるなどして一ホンザルの餌付けが行われ、また、大学や研究者による生態調査が実施されていた。当初餌付けがされたのは、1 群約 35 頭であるが、昭和 40 年代には、餌付け対象は 4 群となり、昭和 50 年代には、周辺地域の被害の増加や野猿公園の観光客の減少に伴い餌付けが中止された。餌付けの中止に伴い、群れは分裂し 5 群となり、個体数は約 200 頭と餌付け当初に比べて群れ数及び個体数は増加した。

この間丹沢山地では、詳細な生息調査はほとんど実施されていなかったが、1993（平成 5）年には、神奈川県が生息調査を実施し、5 群約 300 頭を確認した。また、1997（平成 9）年の丹沢大山自然環境総合調査報告書では、東丹沢に少なくとも 7 群が生息し、西丹沢にも群れが生息している可能性が報告されるとともに、県内には 4 つの遺伝子タイプがあることが明らかになり、地域個体群間の遺伝的交流の重要性が確認されている。

一方で、サルは戦前の乱獲を受けて 1947（昭和 22）年に非狩猟鳥獣となり、個体数は徐々に回復したが、餌付けの中止や森林開発による生息環境の悪化等により、農作物への依存度を高め、昭和 50 年代以降になると全国的にサルによる被害が拡大した。県内では昭和 40 年代から箱根山麓の西湘地域のミカンを中心に被害が発生し始め、昭和 50 年代には市街地に出没し、人身被害を発生させるようになった。このため、西湘地域の市町に野猿対策協議会が設置され、有害駆除、餌付け禁止の看板や県の補助による電気柵の設置などが行われた。

1985（昭和 60）年には、西湘地域の各自治体の野猿対策協議会及び学識経験者、農業協働組合、市町、県による神奈川県野猿対策協議会を設置し、「西湘地域における野猿対策について」の提言がなされ、この提言を受けて、1985～1987（昭和 60～62）年度に「野猿生息環境整備調査」等を実施した。1987（昭和 62）年度には、「西湘地域野猿保護管理計

画」が策定され、計画では、野猿の保護と管理、野猿による被害防除、野生動物愛護思想の啓蒙が基本の方針とされた。

これを受けて 1988（昭和 63）年度には、「野生動物のふるさと整備推進計画調査」を実施し、計画中の「野猿の保護と管理」を進めるための生息環境整備を事業化し、「県西地域野猿の郷整備事業」とし、1989（平成元）年度から事業が開始された。この事業では、実行委員会を設立し、県及び市町が事業費を負担して、生息環境を回復するため食餌木の植栽、生息状況の把握、森林内の野猿保護管理地区への誘導、行動域遮断のための電気柵の設置などを行うこととした。

一方、丹沢山地及び県北部に対しては、1994（平成 6）年度から農業協働組合、厚木市を中心に、県央地区野猿対策連絡会を結成するなど、広域的な情報交換を行う場が設けられたが、その他の旧相模湖町、旧藤野町、伊勢原市等では、野猿対策協議会や地域連絡会などを設置して個別に対策が行われていた。

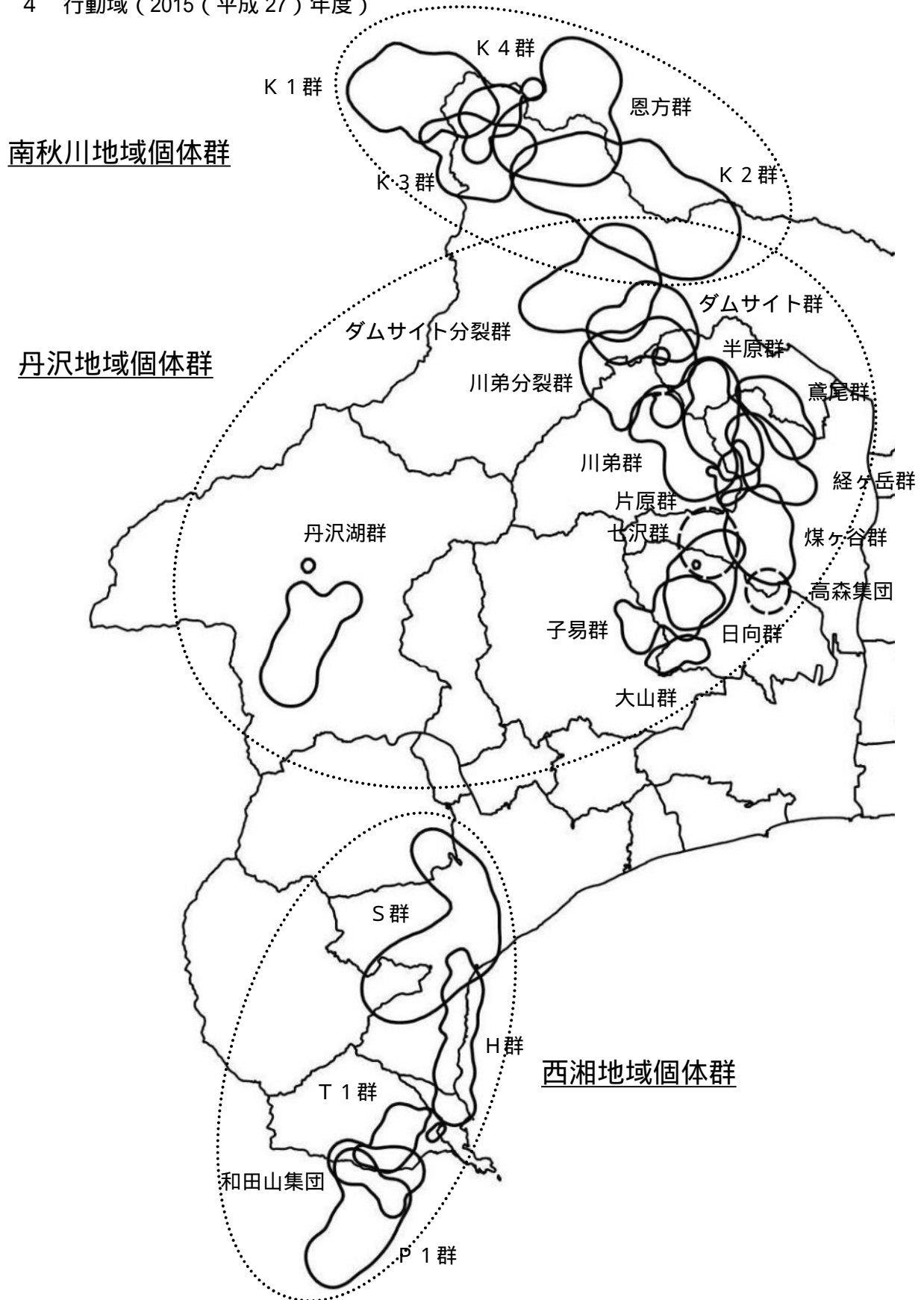
2002～2004（平成 14～16）年度には、このような西湘地域を中心とした対策に加え、県北部と丹沢山地も含めて、県の補助及び国の緊急雇用対策事業を活用し、シカ・イノシシ対策も含め野生動物との棲み分けを図るための林縁への広域獣害防止柵の設置や、県内に生息する 12 の加害群にサル監視員を配置し、追い払いなどを行った。しかし、西湘地域では、食餌木の生育遅れや枯損のため、群れを誘導できても定着させることが困難な状況となり、他地域においても被害は増減を繰り返し、被害の軽減及び棲み分けには至らなかった。

こうしたことから、県では、県全域を対象に農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、2003（平成 15）年 3 月にニホンザル保護管計画を策定した。計画の実施に当たって、神奈川県野猿対策協議会は解散し、学識経験者、農業協働組合、市町村などからなる神奈川県鳥獣総合対策協議会を設置した。ニホンザルについては、サル対策専門部会を設置して、対策および保護管理計画を検討することとした。また、各地域県政総合センターには、地域鳥獣対策協議会を設置し、サルを含めた野生鳥獣の対策を検討することとした。

3 生息数

地域 個体 群名	群れ名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考
西湘	S群	29	23	24	21	24	22	21	20	21	22	25	22	20	
	H群	48	47	49	47	43	35	32	33	36	45	45	42	44	
	P1群	30	20	19	22	17	17	19	15	13	9	12	13	5	H22は分派行動を繰り返している。
	T1群	18	16	21	15	23	27	26	27	29	31	32	33	34	
	T2群	13	5	8	5	4	4								H22.2月～発信機個体はP1群で確認
	和田山 集団											3		3	H24～P1群から分派
	小計	138	111	121	110	111	105	98	95	99	110	114	110	106	
丹沢	ダムサイト 群	52	70	65	54	12	16	12	15	16	16	17	12	12	H19以降に3つに分裂。第2次計画期間中の南山集団
	ダムサイト 分裂群					46	48	50	29	35	25	19	20	15	ダムサイト群から分裂。第2次計画期間中の主集団
	ダムサイト 雪山集団					6	3	1							ダムサイト群から分裂し、H22.3月捕獲により消滅
	川弟群	48	52	47	47	64	66	79	42	46	56	53	57	56	H22.5月から分派、H22.11月から2集団で行動
	川弟分裂群								47	51	59	59	64	63	H22～川弟群から分裂
	経ヶ岳群	63	30	90	30	88	32	81	88	69	46	45	54	32	H21冬期から分派行動が見られる。
	鷲尾群	93	132	124	123	154	118	108	103	107	89	90	92	58	H19.17.18は分派していた可能性がある。
	煤ヶ谷群	52	71	51	48	48	63	72	53	54	52	51	47	41	H21以降に高森の集団が分派したと推測される。
	日向群	34	41	39	43	47	51	53	54	59	67	65	52	48	
	七沢群	-	5	7	-	10	-	-	-	6	10	4	10	10	H18～発信機停止。H18は聞き取り結果
	大山群	38	44	42	35	37	41	44	49	49	50	54	45	49	H12-18(60頭)以降に分裂したと推測される。
	丹沢湖群	18	18	15	16	15	14	22	22	22	25	27	28	24	
	子易群				8	-	10	13	19	20	23	16	13	11	大山群から分裂したと推測。第2次計画期間中の子易の集団
	片原群									22	25	31	26	24	H23に確認
	半原群										20	23	22	36	H24に確認
高森集団							13	7	3	5	3	3	3	煤ヶ谷群から分派したと推測。H23は再び合流した可能性	
小計	398	513	480	454	527	512	548	508	559	568	557	545	482		
南 秋川	K1群	107	127	110	108	112	119	110	102	107	107	104	96	91	H15.17は分派していた可能性がある。
	K2群	76	94	99	70	72	80	83	89	96	93	87	81	70	H17以降に分裂した可能性がある。
	K3群	54	80	74	71	75	75	76	88	99	93	89	74	81	H15.17は分派していた可能性がある。
	K4群		43	44	42	56	72	76	77	73	56	50	53	45	
	恩方群													81	H27に東京都と行き来を確認
	小計	237	344	327	291	315	346	345	356	375	349	330	304	368	
合計	773	968	928	855	953	963	991	959	1,033	1,027	1,001	959	956		

4 行動域 (2015 (平成 27) 年度)



図中の線で囲まれた部分が95%固定カーネル法による各群れの行動域
七沢群、高森集団については、出没が確認されたおおよその地域を示している。

5 管理計画の実施状況

(1) 追い払い実施状況

地域 個体 群名	市町村名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0	5	6	12
	小田原市 2	S、H	365 (2149.5h)	365 (2133.5h)	365 (2826h)	365 (2685h)	365 (2363h)	365 (2121h)	365 (1537h)	365 (3127h)	366 (2350h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767	189	245	251
	真鶴町	T 1、H	88	119	88	114	29	84	70	76	78
	湯河原町	T 1、P 1	79	193	216	366	263	275	222	231	298
		計		632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,580 (2363h)	1,491 (2121h)	851 (1537h)	923 (3127h)
丹沢	相模原市	ダムサイト、ダムサイト 分裂	198	309	413	674	591	660	391	747	741
	厚木市	鷲尾、経ヶ岳、 煤ヶ谷、日向、 半原、七沢、片 原、高森集団	305	311	964	1,605	918	608	1,632	1,598	1,472
	愛川町	ダムサイト、川 弟、川弟分裂、 鷲尾、半原	157	210	282	247	189	323	249	245	252
	清川村	煤ヶ谷、片原、 川弟、川弟分裂	63	54	91	89	73	51	118	213	317
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	秦野市	大山、子易	40	134	160	154	350	464	468	702	720
	伊勢原市	大山、日向、子 易、煤ヶ谷、高 森集団	204	210	210	348	199	184	419	450	515
	計		967	1,228	2,120	3,117	2,320	2,290	3,277	3,955	4,017
南 秋川	旧相模湖町	K 1、K 2、K	144	187	362	300	465	1,116	504	998	1,265
	旧藤野町	3、K 4	180	237	283	326	523				
	計		324	424	645	626	988	1,116	504	998	1,265
	合 計		1,923 (2149.5h)	2,396 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,888 (2685h)	4,897 (2121h)	4,632 (1537h)	5,876 (3127h)	6,287 (2350h)

- 1 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計
- 2 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧野猿対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載

(2) 捕獲数の推移

目的	地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
加害 個体 捕獲	西湘	S	(1)	(1)	-	0	(2)	-	1(3)	3(11)	2(4)
		H	-	3	0(3)	-	1	-	-	-	-
		P 1	2(1)	1	0(1)	0	0	0	-	-	-
		T 1	-	-	2(3)	0	0	0	-	-	-
		ハナレザル	4	1	1(1)	-	-	1(2)	-	-	-
	丹沢	ダムサイト	-	-	5(3)	-	-	-	-	-	-
		川弟	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		日向	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		片原	-	-	-	-	-	2(1)	-	-	-
		子易	-	-	3(3)	-	-	-	-	-	-
		高森集団	-	-	1(4)	2(1)	3	-	-	-	-
	南 秋川	ハナレザル	-	1	0	-	-	1	-	1	2
		K 2	-	-	0(4)	-	-	-	-	-	-
		K 3	-	-	0	1(1)	2(3)	-	-	-	-
		K 4	-	-	0	1	1	-	-	-	-
		不明	-	1	2	-	-	-	-	-	-
	計	6(2)	7(1)	14(22)	5(2)	7(5)	4(3)	1(3)	4(11)	5(4)	
個体 数調 整	西湘	H	-	-	-	-	-	-	0/19	4/16	2(2)/7
		P 1	-	-	-	0/4	0/4	0/7	-	-	-
		T 1	-	-	-	0/4	(1)/8	2(2)/14	0(2)/15	1(1)/20	2(3)/5
	丹沢	ダムサイト	-	-	-	6(1)/10	-	-	-	-	-
		ダムサイト 分裂	-	-	-	-	0/7	3(1)/35	3/25	6/19	1/20
		川弟分裂	-	-	-	-	3(2)/10	2(6)/51	0/59	0/59	0/64
		経ヶ岳	3(1)/10	8(4)/10	10(1)/10	9(2)/15	10/20	25(2)/25	10(47)/17	10(16)/10	22(1)/30
		鷲尾	12(2)/30	40(9)/40	30(11)/30	24(4)/40	26(12)/30	50(21)/50	21(20)/49	49(33)/60	20/55
		煤ヶ谷	-	-	-	5(2)/10	9(4)/10	10(5)/10	9(7)/22	8(24)/10	12/23
		日向	-	-	-	-	-	-	-	20(20)/20	13(10)/13
		大山	-	-	-	-	-	-	-	10(10)/10	11(7)/12
		子易	-	-	-	-	-	4/20	10/23	8(2)/16	0/13
		片原	-	-	-	-	-	-	4/25	8/31	3/26
		半原	-	-	-	-	-	-	0/20	0/23	0/22
	高森集団	-	-	-	-	-	0/3	0/5	1/3	0/3	
	南 秋川	K 1	-	4(2)/20	0(2)/20	5/30	0/20	2/10	1/30	2/10	1/10
		K 2	-	-	-	3(2)/10	1/20	3(1)/10	7/20	20(5)/20	6/30
		K 3	-	-	-	-	-	6(1)/10	8/20	12(7)/20	9(2)/25
		K 4	-	-	-	-	-	3(5)/10	0/10	10(10)/10	1(1)/20
		計	15(3)/40	52(15)/70	40(14)/60	52(11)/123	49(19)/129	110(44)/255	73(76)/359	169(128)/357	103(26)/378

個体数調整：捕獲数/計画数

カッコ内は放獣数を外数で表す。

不明：H20 南足柄市オトナメス 1 頭

H21 南足柄市コドモオス 1 頭、旧城山町コドモオス 1 頭

(3) 農作物被害、生活被害及び人身被害の推移

農作物被害

〔上段：被害面積（ha）、下段：被害額（千円）〕

地域 個体 群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
西湘	2.6	4.3	7.5	2.9	2.8	0.9	0.3	8.2	0.8
	2,385	4,346	8,900	3,738	2,820	2,100	773	3,034	250
丹沢	9.0	13.6	19.6	26.7	12.8	23.1	16.2	15.7	4.7
	9,039	22,573	20,299	16,586	9,790	26,413	13,554	19,536	4,057
南秋川	0	1.0	0	0	0	0	0	1.3	0.2
	0	594	0	0	0	0	0	2,638	453
合計	11.6	18.9	27.1	29.6	15.6	24.0	16.5	25.2	5.8
	11,425	27,513	29,198	20,323	12,610	28,513	14,327	25,208	4,759

ハナレザル、オスグループによる被害を含む。
 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。
 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

生活被害・人身被害

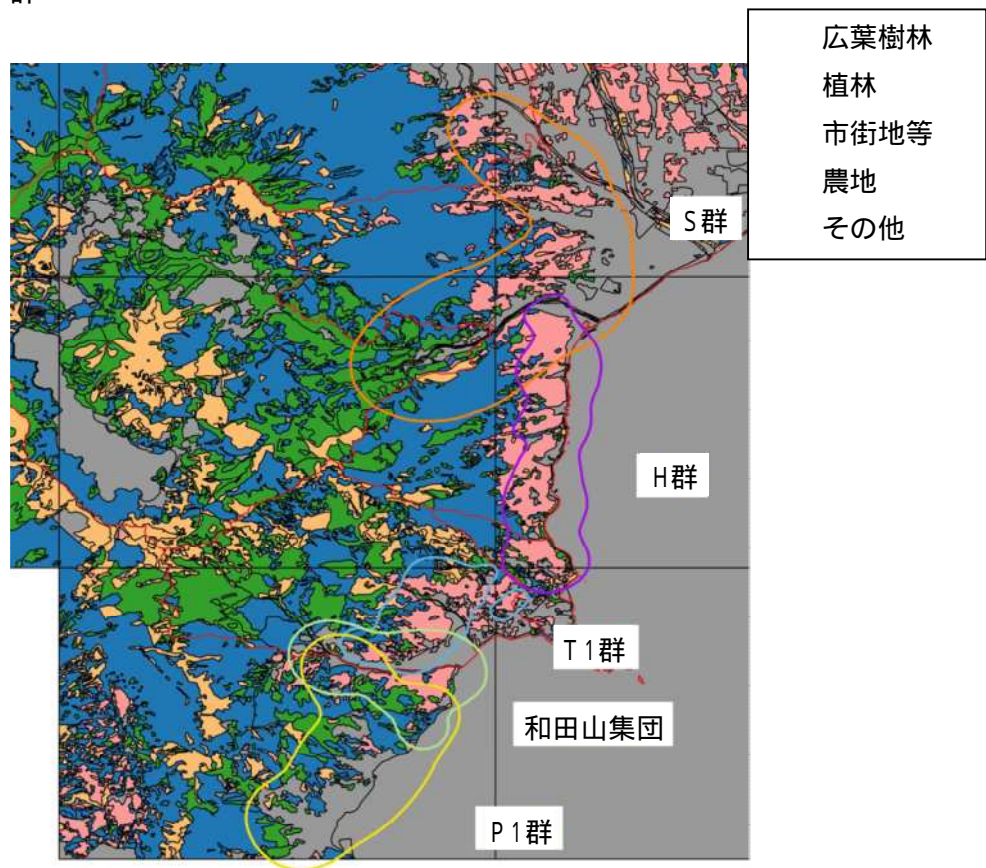
（単位：件）

地域 個体群名	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
西湘	生活被害	139	162	237	247	267	444	428	420	372
	人身被害	11	5	4	1	1	2	9	10	14
	小計	150	167	241	248	268	446	437	430	386
丹沢	生活被害	88	82	194	108	116	196	142	235	310
	人身被害	0	9	11	49	11	6	5	0	2
	小計	88	91	205	157	127	202	147	235	312
南秋川	生活被害	159	5	127	141	61	35	69	65	41
	人身被害	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	小計	159	5	127	141	61	36	70	65	41
合計	生活被害	386	249	558	496	444	675	639	720	723
	人身被害	11	14	15	50	12	9	15	10	16
	小計	397	263	573	546	456	684	654	730	739

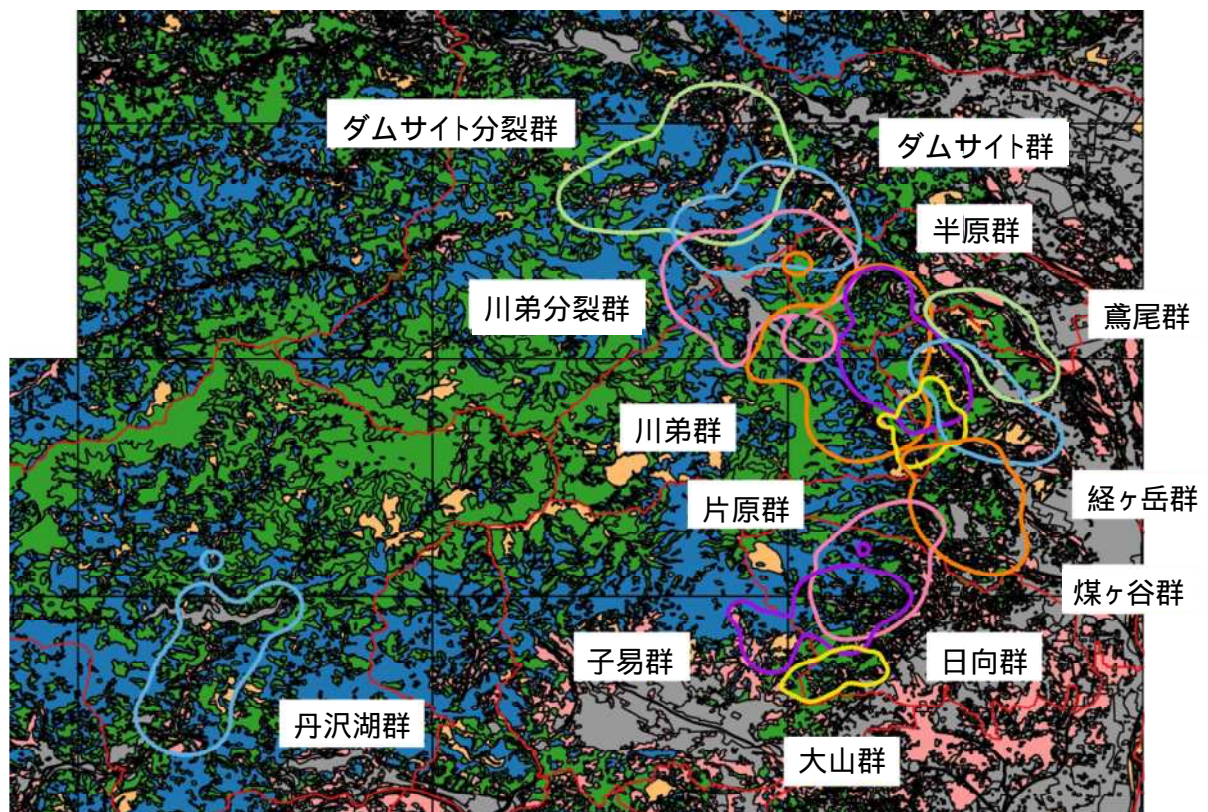
相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

6 サル行動域と植生図

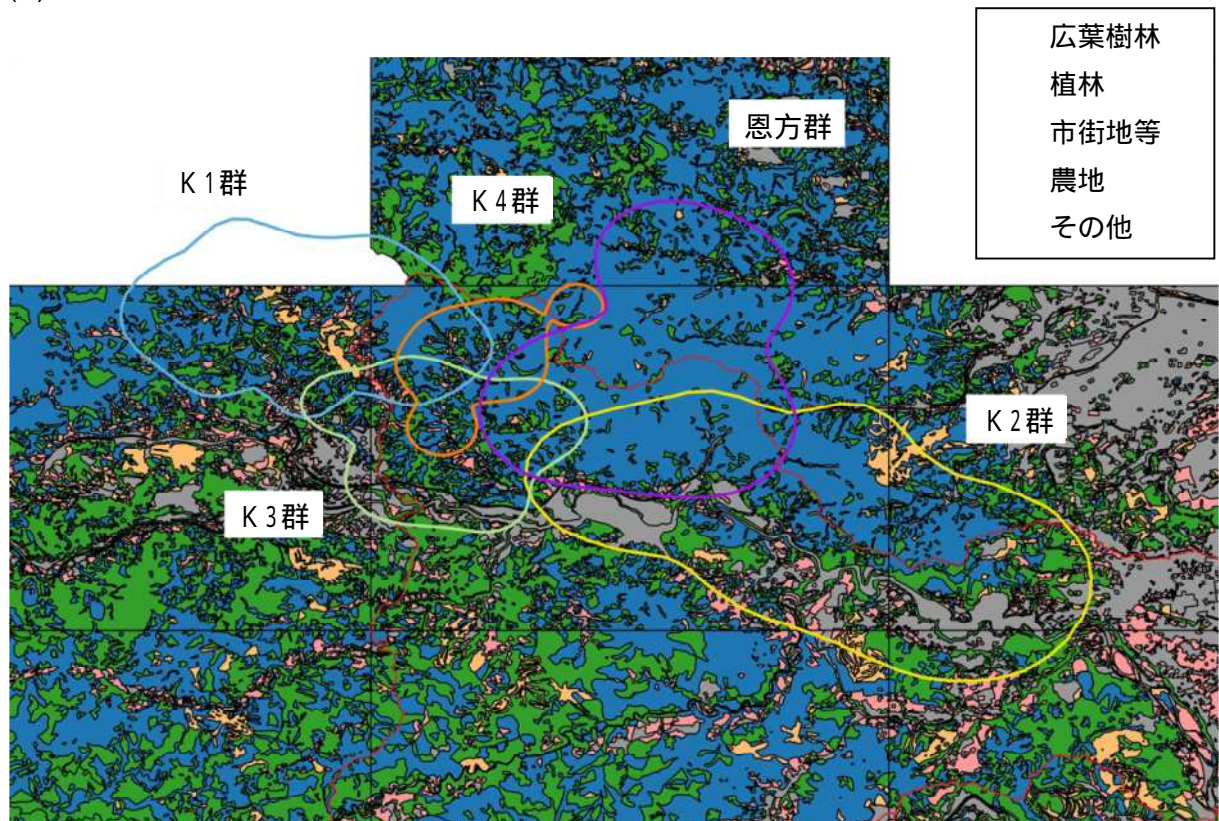
(1) 西湘地域個体群



(2) 丹沢地域個体群

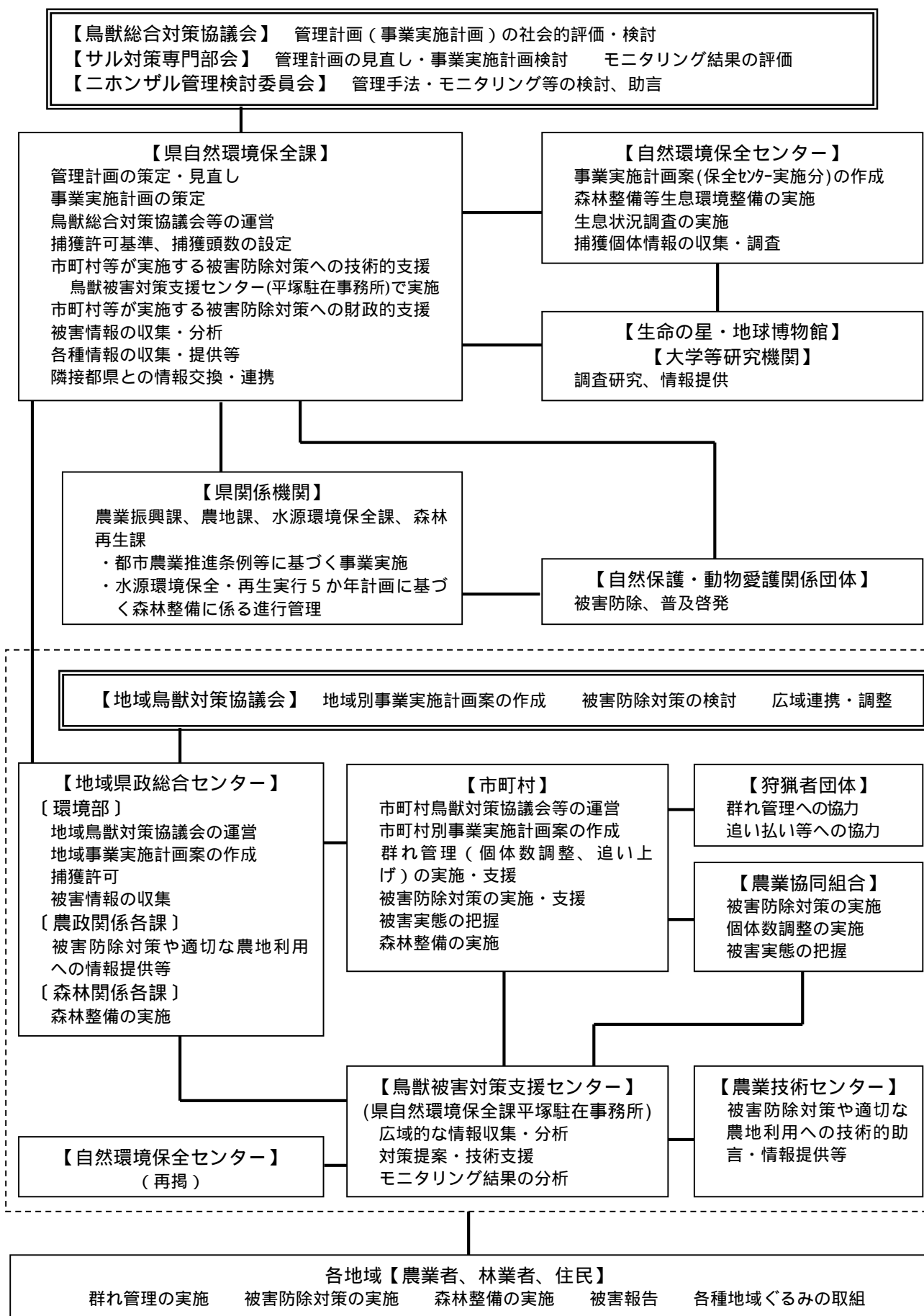


(3) 南秋川地域個体群



植林においても、林の外縁に帯状に発達する草本、つる、低木など（ソデ群落、マント群落）、サルが利用可能な資源は存在する場合がある。

7 管理計画の実施体制



8 用語集

遺伝子

生物の遺伝情報を担う最小の単位を遺伝子という。生物は、父親から受け継いだ遺伝子と母親から受け継いだ遺伝子を持っており、この一対の遺伝子の組み合わせによって、ある個体に発現される様々な形質が決定される。

外来種

本来の生息地でないとところに人為的に持ち込まれて生息している種

囲いわな

獣が餌をくわえて引くことによって、又はその他の装置によって、獣自ら又は人の操作により獣を閉じ込めて捕らえるわなで、上面を除く周囲の全部又は一部を、杭、柵等により囲いこむものをいう。なお、一般的に上面の水平面積が半分を超え、かつ、概ね屋根状のものは囲いわなとしない。

管理事業

管理事業とは、第二種特定鳥獣管理計画（別記）の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を多様な事業主体との連携や協力を図りつつ総合的・体系的に実施するもの

行動域

定住性を示す動物が行動する地理的範囲

自然植生

人為的な手が加えられることなく、自然状態で成立した植生のこと。例えば伐採跡地に自然に成立した林も自然植生と考えられ、数百年以上にわたって人間活動の影響を受けていないような植生は、原生植生と呼ばれる。

集団

十分なモニタリング調査が行われておらず同年の行動域・個体数が不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数十頭のサルが集まり

狩猟鳥獣

野生鳥獣の中で比較的生息数の多い種及び有害性の強い種等を狩猟の対象として、鳥獣の保

護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（別記）に基づき、環境大臣が定めたもの

なお、狩猟鳥獣以外であっても有害鳥獣捕獲、学術研究等のための捕獲許可を得た場合には捕獲することができる。

生態系

自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの生物に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物多様性

全ての生物の間に違いがあることをいうものとされており、次の3つのレベルで多様性があるとされている。

生態系の多様性：森林や里山、河川、海などの様々な生物が存在すること。

種間(種)の多様性：動植物から菌類、バクテリアに至る様々な生物が存在すること。

種内(遺伝子)の多様性：同じ種であっても個体の形や模様、生態に違いがあること。

生物多様性は、「つながり」と「個性」という言葉に置き換えることができる。「つながり」は、食物連鎖などの生物間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても個体が少しずつ違うことや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表す言葉として捉えられる。

第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（別記）に基づき、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関して都道府県が策定する計画

専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の管理に係る中長期的な目標や対策を設定する。

地域個体群

ある地域に生息している同種の個体の集まり

で、サルの場合は、行動域が連続して存在している複数の群れの集まりを指している。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与するなどを目的として制定。それまでの「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が 2014 年（平成 26 年）5 月（2015 年（平成 27 年）5 月 29 日施行）に改正された。法目的に鳥獣の管理が追加され、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義が規定された。

（定義）

鳥獣の保護：生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

鳥獣の管理：生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

はこわな

木又は金属板などで箱型に作ったわなで、箱の中に獣が入り込んで内部の餌をくわえて引くか、又は、踏み板を踏むと、入り口の支えが落下して、箱の中の獣を捕獲する装置

群れ

モニタリング調査により通年の行動域・個体数が把握されているサルの集まり

モニタリング

継続的な調査、監視を行うこと。

林床植生

森林は様々な高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生をいう。



神奈川県

環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)